

4 賦課金の減免について



- 本年7月1日より施行される再エネ特措法により、初年度に見込まれる負担水準について試算を行ったところ、概算、以下のとおり。

標準家庭の場合(月額)

※電気の使用量: 300kWh
電気料金: 約7,000円 を想定

(参考: kWh当たりの単価)



(注1) 電力多消費事業所が賦課金の減免の対象となるのは再エネ特措法によって生じる分のみ。

(注2) 現行の余剰電力買取制度は、前年の買取費用を翌年度回収する仕組みを採用。新たな固定価格買取制度は、その年の買取費用をその年に回収し、過不足があれば、年度末に費用負担調整機関を通じて翌々年度に繰り越す仕組みを採用。このため、新制度の導入初年度となる平成24年度については、現行制度の昨年分と、新制度の本年度分の両方が賦課されることとなる。なお、現行制度は、費用負担調整の仕組みを取り入れていないため、地域によって賦課金額が異なることがある。

- 固定価格買取制度について、現在提示している、調達価格・調達期間（案）を実行した場合、経済産業省で把握している開発予定案件、及びこれまでの導入トレンドから推計すると、約250万kWの再生可能エネルギーの導入拡大が見込まれる。

<今年度の再生可能エネルギーの導入量見込み>

	2011年度時点における導入量 (出力ベース)	2012年度の 導入見込み (出力ベース)	買取対象の 電力量
太陽光（住宅）	約400万kW	+約150万kW (2011年の新規導入量110万kWの4割増)	約32億kWh (現行の余剰買取制度での買取量を含む)
太陽光（非住宅）	約80万kW	+約50万kW (事務局の把握情報より)	約5億kWh
風力	約250万kW	+約38万kW (直近の年間導入量から5割増)	約7億kWh
中小水力 (1000kW以上)	約935万kW	+約2万kW (事務局の把握情報より)	約1億kWh
中小水力 (1000kW未満)	約20万kW	+約1万kW (直近の年間導入量から5割増)	約0.5億kWh
バイオマス	約210万kW	+約9万kW (直近の年間導入量から5割増)	約5億kWh
地熱	約50万kW	+0万kW	約0億kWh
計	約1,945万kW	+約250万kW	約50億kWh

- 再生可能エネルギー特措法では、電気事業者が再生可能エネルギー電気を調達するために支払った費用は、「賦課金」という形で電気の利用者に対し、その電気の使用量に応じて請求できることとなっている。

- 他方、法第17条では、次のような形で、電気使用量（電気事業者から購入している電気の使用量に限る）が極めて大きい事業者に対する賦課金の減額を規定。
 - ① 売上高千円当たりの電気使用量（kWh）（＝原単位）が、以下の倍数を超える事業を行っている場合であって、
 - － 製造業については、製造業平均の8倍
 - － 非製造業については、非製造業平均の政令で定める倍数
 - ② 当該事業を行う事業所において、当該事業について、政令で定める電気使用量以上の年間電気使用量がある場合、
 - ③ 当該事業所では、賦課金の8割を下回らない政令で定める割合が減免される。

- また、法附則第9条では、東日本大震災で被害を受けた施設や設備に係る電気の利用者に対する賦課金の免除（ただし、平成25年3月31日までの間）を規定。

■ 事業の原単位に関する基準

	製造業／非製造業の平均原単位 (売上高(千円)当たりの 電気使用量(kWh))		特例の対象となる原単位水準
製造業に属する事業	0.7	8倍 (法律で規定)	5.6
製造業以外の業種 に属する事業	0.4	14倍 (政令で規定)	5.6

■ 事業所の電気使用量に関する基準

賦課金の特例を受けることができる事業所の、当該事業に係る年間の電気使用量を、（製造業・非製造業の別を問わず）100万kWhとする（政令で規定）。

■ 賦課金の減免割合

法の規定の範囲内で公平な負担を求める観点から、一律8割の減免とする（政令で規定）。

賦課金の特例措置に係る認定手続きの構造

■ 減免措置の対象となるには、次の二段階の認定を受けることが必要である。

➤ **対象事業の認定：**

① **対象事業の原単位が5.6を超えること**

➤ **対象事業所の認定：**

② **事業所ごとの対象事業の電気使用量が100万kWhを超えること**

③ **対象事業の電気使用量が事業所全体の電気使用量の過半を超えること**

について認定を受ける。

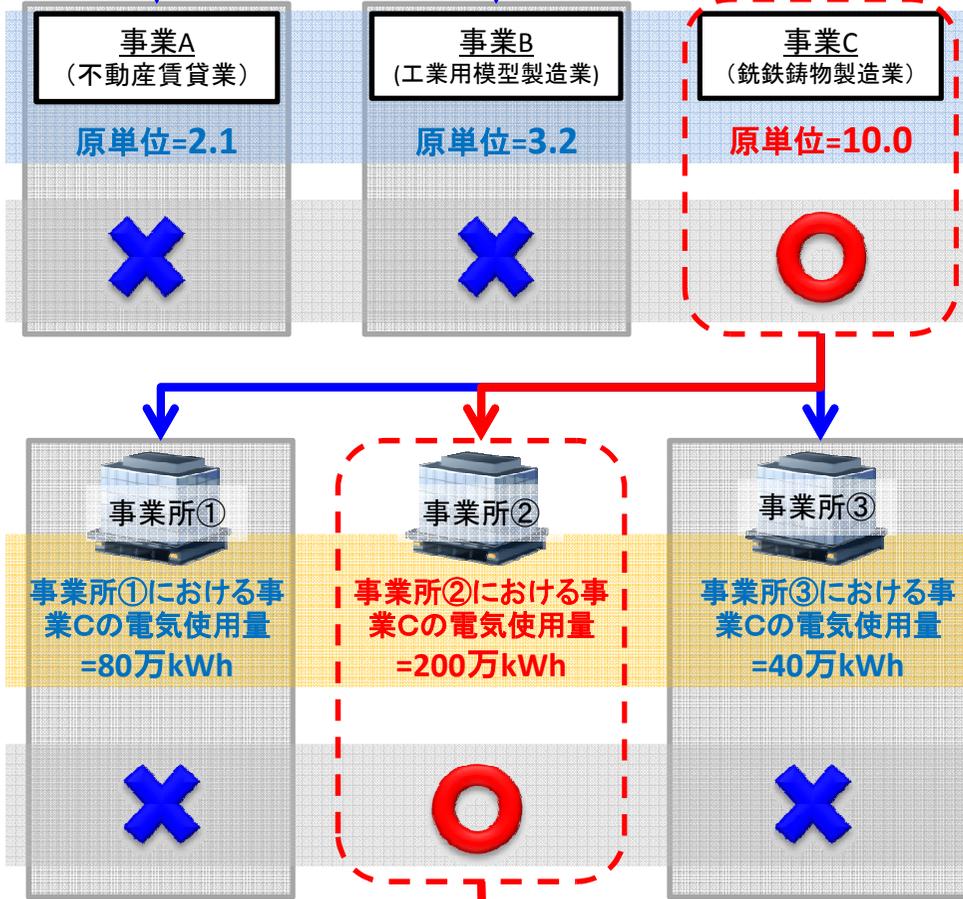
		対象事業の認定			判断基準 (電気の使用量)
		事業1	事業2 (対象事業)	事業3	
対象事業所の認定 電気の使用量 (kWh)	松 事業所 (対象事業所)	-	A	-	② <u>各事業所の対象事業の電気使用量が100万kWhを超えるかどうか？</u> $A \text{ or } C \geq 100 \text{ 万 kWh}$ ③ <u>対象事業の電気使用量が事業所全体の電気使用量の過半を超えるか？</u> $C \geq \frac{(B + C + D)}{2}$
	竹 事業所 (対象事業所)	B	C	D	
	梅 事業所	E	-	F	
判断基準 (事業の原単位)		① <u>対象事業の原単位が5.6を超えるかどうか？</u> $\frac{A + C}{\text{事業 2 の売上高}} \geq 5.6$			

賦課金の特例措置の認定フロー 例示

(例)



経済産業株式会社



事業所②に課される賦課金の80%を減免。
ただし、原単位の算定に係る諸元情報は公表。

【賦課金減免の手続きの流れ】

対象事業の売上高千円当たりの電気使用量(=原単位)の算定

原単位が、**基準値(=5.6)**を超えるか？

YES
NO

当該「事業」を行っている「事業所」における当該「事業」の「電気の使用量」の算定

■ 電気使用量が、**基準値(=100万kWh)**を超えるか？
■ 当該事業所における電気の使用量の半分以上を占めるか？

YES
NO

当該事業所の賦課金の80%を減免。
ただし、原単位の算定に係る諸元情報の公表を伴う。

減免措置の対象外。

（1） 対象事業の定義

- 日本標準産業分類では適合しないケース有り。
- 以下に掲げる基準（「企業会計基準第17号 セグメント情報等の開示に関する会計基準」に準拠）に基づき、各事業者が判断。ただし、公認会計士又は税理士による確認が必要。

【判断基準の主要な事項（詳細は、次頁を参照）】

事業とは、企業が営む事業活動で、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- ① 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの
- ② 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- ③ 分離された売上高を入手できるもの

（2） 対象事業の売上高の特定

- 公認会計士又は税理士による確認が必要。

(参考) 減免の認定の申請に当たっての事業の定義

1. 事業とは、企業が営む事業活動で、次の要件のすべてに該当するものをいう。
 - ① 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの
 - ② 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
 - ③ 分離された売上高を入手できるもの

2. 企業が営んでいる事業活動であっても収益を稼得していない、又は付随的な収益を稼得するに過ぎない活動は、事業として認められない。

3. 複数の事業が次の要件のすべてを満たす場合、企業は当該事業を1つの事業に集約することかできる。
 - ① 当該事業の経済的特徴が概ね類似していること
 - ② 当該事業の次のすべての要素が概ね類似していること
 - (ア) 製品及びサービスの内容
 - (イ) 製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法
 - (ウ) 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
 - (エ) 製品及びサービスの販売方法
 - (オ) 銀行、保険、公益事業等のような業種に特有の規制環境

(注) 上記の要件は、事業の識別を行う上での考え方を示したものであり、申請に当たって日本標準産業分類の如何なる定義の使用も妨げない。

（３） 対象事業に係る電気の使用量の特定

- 各事業所の電気使用量のうち、対象事業に関するものを特定。
- 複数事業を営む事業所の場合、事業ごとの実使用量の客観的な特定は困難であるため、以下の経済的指標（公認会計士又は税理士による確認が必要）に基づき、事業所毎に、対象事業に関する電気使用量を按分。
 - ✓ 売上高
 - ✓ 出荷額
 - ✓ 生産量
 - ✓ 付加価値
 - ✓ 費用
- ただし、電気事業者によって対象事業に係る電気使用量が区分計測されている場合は、そのデータを基礎として、自ら対象事業に係る電気使用量の算定を行うことも認めることとする。

（４） 対象事業の原単位の算定

- 以上の方法により求めた対象事業に係る電気使用量を、公認会計士又は税理士による確認を得た対象事業の売上高で除して、対象事業の原単위를算定。
- 5. 6を超えるかどうかを確認。

(1) 対象事業所の特定に必要な条件

- 対象事業に関する電気使用量が、当該事業所全体の電気使用量の半分以上を占める事業所であること
- 対象事業に関する電気使用量が、100万kWhを超えていること

(2) 対象事業所における、対象事業に関する電気使用量の特定

- 「6. - (3)」の方法に準じて算定。
- 100万kWhを超えるかどうか、対象事業分が全体の過半を超えるかどうかを確認

- 賦課金の特例の認定を受けた事業所については、法17条4項の規定に基づき、以下の事項が公表される。公表の方法としてはホームページを想定。

①認定を受けた事業に関する情報

1. 認定事業の名称及び内容

- 当該事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等の詳細な説明

2. 認定事業の原単位の算定基礎となる売上高及び電気使用量

3. 認定事業の原単位

②認定を受けた事業所に関する情報

1. 認定事業所に係る事業者の氏名又は名称及び住所、法人の場合にあっては代表者の氏名

2. 認定事業所の名称・所在地

3. 認定事業所における認定事業の電気使用量

- 他法令における適用範囲を参考とし、以下の二つのいずれかの要件を満たす場合には、法律の施行以降、9ヶ月分の再生可能エネルギー賦課金について免除する。
 - 東日本大震災により損害を受けたことにつき、所在地を管轄する市町村長等から証明（罹災証明）を受けた電気の利用者であって、電気事業者に当該損害に係る証明を受けたことを申し出たもの。
 - 福島原子力発電所事故を受けて設定されていた警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内又は原子力災害対策本部が指定する特定避難勧奨地点に所在している電気の利用者（当該地域から避難するなど、現時点では対象区域外に所在する者については、電気事業者への申し出が必要）

- ※ 太陽光発電の余剰電力買取制度に伴う太陽光発電促進付加金についても、上記に該当する場合は、9ヶ月分免除する。

特例措置の申請について

- 平成24年度分の賦課金の特例措置の申請については、パブリックコメント終了後、速やかに受付を開始予定（別途受付開始日はアナウンス予定）。



- なお、賦課金の特例は年度ごとに申請が必要であり、平成25年度分の賦課金特例を受けるためには平成24年 11月末までに申請が必要となる。
- また、認定申請自体は、事業『者』単位で行われることとなっており、本社の所在する地域を管轄する経済産業局に必要書類を提出していただく。

例) 特例認定を申請する東京にある会社が、認定基準を満たす2つの事業所(関東以外に所在)について賦課金の減免を申請する場合

- 本社 : 東京
- 工場A : 北海道(電炉業専門工場、認定の基準を満たす)
- 工場B : 熊本(鑄造業専門工場、認定の基準を満たす)

上記の場合、東京に所在する本社より、2事業所分の認定について関東経済産業局あてに申請していただくこととなる。

5 既存設備の取扱いに関すること



■ 既存設備の取扱（案）

RPS認定の撤回をした設備は、法附則第12条のRPS法経過措置規定の適用も受けなくなるため、**新法に基づく設備認定を申請することを可能**とする（ただし、電気事業者とのRPS法に基づく調達契約を当事者間の合意により解除できることが前提）。

なお、RPS法に基づく設備認定の**撤回の申し出期限は2012年9月1日まで**とする。

調達価格 = 新規の場合と同一。ただし、補助金（※1）の給付を受けた発電設備については、補助金相当分を除いた価格を適用する（※2）。

調達期間 = 新設に適用される調達期間 - 既に運転をしている期間（*）

* RPS認定設備の場合は、設備認定申請時に申請書に記載した運転開始日を起算点とする

（※1）「新エネルギー等導入加速化支援対策事業」、「地域新エネルギー等導入促進事業」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」等の買取制度導入に伴い、廃止された補助制度をいう。

（※2）具体的には、以下の算式により算定される。

$$\begin{aligned} \text{調達価格} = & (\text{新設に適用される価格 (円)} \times \text{設備の標準的な発電量 (kWh)} \times \text{残余調達期間 (年)} \\ & - \text{補助金交付額 (円)} \times (\text{残余調達期間 (年)} / \text{調達期間 (年)})) \\ & \div (\text{設備の標準的な発電量 (kWh)} \times \text{残余調達期間 (年)}) \end{aligned}$$

■ 余剰電力買取制度の対象設備

2009年11月より実施している太陽光発電の余剰電力買取制度における対象設備については、法附則第6条により、再生可能エネルギー特別措置法に基づく設備認定を受けた発電と、円滑な新制度への移行を図ることとする。